

令和8年度

谷田部中学校
【生徒心得】

基本理念

中学校生活を安全・安心に過ごすために必要な約束事や、中学校卒業後に「望ましい社会人」となるために、中学生のうちに身に付けてほしい身だしなみ、そして日頃から常に心がけてほしい心構えについてまとめています。

また、学校側からの一方的なお願ひだけではなく、生徒一人一人が自分自身の成長について考える「ルールメイキング」にも取り組んでいます。ルールメイキングを通して、セーターの概念の見直しやネクタイの着脱の自由化などを進めてきました。

みなさんがより安全で安心な学校生活を送ることができるよう、生徒・教職員・保護者・地域が一体となり、谷田部中学校をさらに素晴らしい学校へと成長させていきましょう。

制服について

制服（服装）をそろえることは、学校の一員としての自覚をもち、学習や行事に前向きに取り組む、みんなが安心して気持ちよく学校生活を送ることにつながります。



授業中や登下校中の服装

授業中

- ・原則として、制服で授業を受けるものとする。ネクタイの着脱については、個人の判断に委ねる。
- ・体育および技能教科については、授業担当教員の指示に従うこと。
- ・体操服で受ける授業の前後に通常授業が挟まっている場合は、体操服のまま授業を受けることを認める。

※特別な事情がある場合は、事前に担任または授業担当教員に相談すること。

登下校

- ・行事および雨天・荒天時を除き、原則として制服で登下校するものとする。
 - ・部活動後ならびに休日における部活動練習に参加する場合は、体操服での登下校を認める。
 - ・冬季期間中は、防寒着の着用を認める。防寒着の種類については、各自で管理可能なものとする。なお、防寒着はブレザーの上から着用する必要はない。ただし、ブレザーは毎日持ち帰ることとする。
- ※校舎内での防寒着の着用は認めない。

制服

冬季

- ・学校指定のブレザー、スラックス、またはスカートを着用すること。スカート丈は、ひざが隠れる長さとする。
- ・指定の長袖ワイシャツ、または量販店等で購入した長袖の白ワイシャツを着用すること。
- ・名札は必ず着用すること。紛失した場合は、各自で再注文すること。（学生服のつちやつくばイーアス店）
- ・スラックスのベルトは、黒または紺の単色とする。
- ・ベスト、セーター、カーティガンの着用を認める。ただし、ダウン素材のベストは不可とする。色は黒・紺・茶・グレー・白を基調とし、袖が手にかからないものとする。また、ベスト、セーター、カーティガンは、授業や学校生活の妨げにならないデザインのものとする。

夏 季

- ・学校指定のスラックスまたはスカートを着用すること。スカート丈は、ひざが隠れる長さとする。
- ・指定の半袖または長袖ワイシャツ、もしくは量販店等で購入した半袖の白ワイシャツ、白・黒・紺のポロシャツの着用を認める。（ポロシャツは、無地を基本とし、過度な装飾やロゴのあるものは不可とする。）
- ・名札は必ず着用すること。紛失した場合は、各自で再注文すること。（学生服のつちや つくばイーアス店）
- ・スラックスのベルトは、黒または紺の単色とする。
- ・下着は、色や柄が透けないものとする。ただし、学校指定の体操服の着用は可とする。

スーパークールビズ

- ・学校指定の体操服およびハーフパンツを着用すること。
- ※気温や体調の状況に応じて、制服も認める。

式 典 等

- ・冬季の服装に、学校指定のネクタイを着用すること。ただし、夏季についてはこの限りではない。

体育・部活動時

- ・学校指定の体操服を着用すること。必ず記名を行うこと。
 - ・部活動時の服装については、部活動顧問の指示に従うこと。
- ※貸し借りは原則として行わないこと。

防 寒 着

- ・冬季期間の登下校時においては、防寒着の着用を認める。防寒着の種類は、各自で管理できるものとする。また、鞆やロッカーに入るサイズとする。ただし、ロングコート等、自転車走行時に運転の妨げとなり、絡まるおそれのあるものは、安全上の理由から認めない。
 - ・マフラーおよびネックウォーマーの使用を認める。ただし、マフラーは自転車に巻き込まれないよう、防寒着やブレザーの内側に収めて使用すること。
 - ・防寒着、マフラー、ネックウォーマーの使用にあたっては、自転車走行中の安全に十分配慮すること。
- ※フード付きの防寒着を着用する場合は、視界や周囲の音を妨げないように注意すること。
- ※手袋の着用を認めるが、ブレーキ操作に支障のないものとする。
- ※校舎内での着用は認めない。

靴

外 履 き

- ・体育活動および日常の歩行に適したものとする。ただし、ハイカットのものは認めない。

内 履 き

- ・学校指定のものを使用すること。なお、学年ごとに色の指定がある。
- ※紛失を防ぐため、記名を確実にすること。

く つ 下

- ・くつ下は、白・黒・紺・グレーの単色とする。
 - ・くつ下の長さは、ひざ上の上のものは認めない。
 - ・式典の際、スカートを着用する場合は、紺または黒のハイソックスとする。
 - ・冬季期間中は、タイツの着用を認める。
- ※くつ下およびタイツは、無地を基本とし、過度な装飾や柄のあるものは不可とする。

名 札

- ・制服のブレザー、ベスト、セーター、カーディガン、ワイシャツの左胸に着用すること。
 - ・ラインカラーは、学年ごとに指定されたものとする。
 - ・紛失または破損した場合は、各自で注文すること。（学生服のつちや つくばイーアス店）
- ※名札は、常に見えやすい位置に正しく着用すること。

そ の 他

- ・下着（肌着）は、ハイネック等、ワイシャツのえりや袖からはみ出るものは認めない。

登下校中について

登下校では交通ルールを守り、周囲の状況に注意して行動することで、自分と周りの人の命と安全を守れるようにしましょう。



自転車通学

- ・自転車利用五則を守る。
 - ①交通ルールを守り、左側を通行する。
 - ②ヘルメットを正しく着用する。
 - ③二人乗り・並進・ながら運転をしない。
 - ④交差点では一時停止と安全確認を必ず行う。
 - ⑤夜間はライトを点灯し、周囲に注意する。
- ・雨天時はカッパを使用し、傘の使用は禁止する。
- ・前かごには、軽い荷物のみを入れること。
- ・荷物は原則として荷台に縛って固定すること。ただし、リュック型バッグについては、背負っても差し支えない。

通学用自転車

- ・スポーツバイク（クロスバイク・ロードバイク・マウンテンバイク）および電動自転車は認めない。
- ・前かご、荷台、ライト、反射板、両立スタンドが必ず装備されていること。
- ・変速ギアについては、制限を設けない。
- ・自転車は、点検・整備および防犯登録を行い、後輪カバーに学校指定のステッカーを貼付すること。
- ※自転車の買い替え等により、再度ステッカーが必要となった場合は、担任に申し出たうえで購入し、新しいステッカーを貼付すること。

その他

- ・登下校中の寄り道、買い物、外食は認めない。
- ・防犯ブザーを携帯することを推奨する。
- ・TSマーク等の自転車向け保険への加入および更新を推奨する。
- ・不審な人物や危険を感じた場合は、速やかに安全な場所へ避難し、学校や保護者に連絡すること。
- ・事故やトラブルが発生した場合は、速やかに学校へ報告すること。
- ・防犯意識を高め、複数人での登下校や明るい道を選ぶなど工夫すること。

頭髪について

- ・中学生らしい、清潔感のある髪型とする。
- ・パーマ、染髪、脱色、そり込み、編み込み等は禁止する。また、整髪料の使用は認めない。
- ・髪が肩にかかる場合は、黒・紺・茶色のゴムを使用して結ぶこと。前髪が目にかかる場合は、黒・紺・茶色のヘアピン等で留めること。ヘアゴム、ヘアピンは、授業や学校生活の妨げにならないシンプルなものとする。※行事や式典の際は、特に身だしなみに配慮すること。



持ち物

- ・学習に不要な物は持ってこないこと。ネックレス、ブレスレット、ピアス等の装飾品は身に付けない。
- ・バッグは、ロッカーに収まる大きさで、派手でないものを使用すること。
- ・バッグにキーホルダーを付ける場合は、安全面に配慮し、1つまでとする。
- ・時計の携帯は、個人管理のもとで認める。ただし、スマートウォッチ等の通信機能を有するものは認めない。
- ・携帯電話（スマートフォン）は、原則として学校に持ってこないこと。ただし、保護者から学校長へ所持許可の申請があり、生徒指導主事・教頭・校長が必要と判断した場合に限り、登下校時のみ所持を認める。なお、日中は担任が預かることとする。
- ・水筒は通年持参を認める。中身は、水、麦茶、緑茶、紅茶（無糖）、スポーツドリンクとする。
- ※ペットボトルのみの持参は認めない。ただし、水筒の補充用としてペットボトルを持参することは可とする。
- ※高額な物品や貴重品の持参は、原則として控えること。
- ※判断に迷う持ち物については、事前に担任または担当教員に相談すること。
- ※持ち物には記名を行い、紛失防止に努めること。
- ※高額な物品や貴重品の持参は、原則として控えること。



清掃について

- ・清掃は、静かに行うことを基本とする。
- ・定刻に開始できるよう、学級で開始の号令を行い、活動場所へ速やかに移動すること。
- ・必要に応じて、ブレザーやネクタイを外して行うこと。または、体操服で清掃を行ってもよい。
- ・清掃用具は大切に扱い、使用後は所定の場所に整えて片付けること。



その他

- ・生徒心得を意識し、規律ある学校生活を送ること。また、生徒心得に違反した場合は、速やかに行動を改め、改善に努めること。
- ・保健室での休養は、原則として1時間以内とする。回復が見込まれない場合は、養護教諭の判断のもと、早退とする。
- ・今後、ルールメイキングの取り組みにより、生徒心得の内容が変更されることがある。
- ・生徒心得について不明な点がある場合は、担任または担当教員へ相談すること。
- ・ルールは、生徒一人一人が安心・安全に学校生活を送るためのものであることを理解し、互いに守り合うこと。
- ・状況に応じて、担任や教員が必要と判断した場合は、個別に指導を行うことがある。
- ・学校生活において困りごとが生じた場合は、一人で抱え込まず、早めに相談すること。



最後に

これらのきまりは、皆さん一人一人が安全・安心に、そして気持ちよく学校生活を送るための大切な約束です。

きまりを守ることは、自分自身を大切にするとともに、周囲の人を思いやる行動につながります。

一人一人が自分で考え、行動し、互いに認め合いながら、よりよい学校生活を自分たちの力で築いていきましょう。